

掛川市公告

次の土地改良事業共同施行の土地改良事業を適当と認めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により、土地改良事業計画書及び規約の写しを次のとおり縦覧する。

平成24年11月1日

掛川市長 松井三郎

共同施行の名称及び事業名	縦覧場所	縦覧期間
芳峠地区土地改良事業共同施行区画整理事業	掛川市役所	平成24年11月1日から 平成24年11月29日まで